

職員の職務に係る倫理の保持に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 105 号

職員の職務に係る倫理の保持に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務に係る倫理の保持に関する規則（平成 13 年岩手県規則第 117 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(禁止行為等) 第 4 条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1)～(4) [略] (5) 利害関係者から未公開株式（ <u>証券取引法</u> （昭和23年法律第25号）第 2 条第16項に規定する <u>証券取引所</u> に上場されておらず、かつ、同法第75条第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。 (6)～(9) [略] 2・3 [略]	(禁止行為等) 第 4 条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1)～(4) [略] (5) 利害関係者から未公開株式（ <u>金融商品取引法</u> （昭和23年法律第25号）第 2 条第16項に規定する <u>金融商品取引所</u> に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。 (6)～(9) [略] 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。